

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

本市は、介護保険制度が創設された平成 12 年 4 月以来、高齢者が、住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて取組み着実に成果を上げてきた。

しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護・福祉人材の確保は厳しく利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令改正、平成 30 年 4 月 1 日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員とし、経過措置期間として令和 3 年 3 月 31 日までの間と定められた。介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が 5 年以上の者が、主任介護支援専門員研修（70 時間）を受けることとなっているが、経過措置期間が 3 年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。

本市においても、12 月 1 日現在、居宅介護支援事業所が 81 事業所運営されており、その中には、ケアマネージャーが 1 人という事業所もある。このことから、介護サービスを利用するときに必要なケアプランを作成するといった通常の業務をこなしながら、12 日程度を要する 70 時間の主任介護支援専門員研修を受講し、資格を取得することについては、厳しい現状がある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県内市町村の介護サービス基盤強化に大きく貢献している。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、本市のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも 6 年以上延長すること。
2. 介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019 年）12 月 20 日

那 覇 市 議 会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
地方創生担当大臣、沖縄及び北方対策担当大臣